

---

---

## 第 90 回 地方分権改革推進委員会 議事録

---

---

(開催要領)

- 1 開催日時：2009 年 7 月 21 日（火）14:00～16:17
- 2 場所：地方分権改革推進委員会会議室（日本自転車会館 2 号館 6 階）
- 3 出席者：  
〔委員会〕西尾勝委員長代理、井伊雅子、猪瀬直樹、小早川光郎、露木順一、横尾俊彦の各委員  
〔説明者〕【総務省】〔自治行政局〕久元喜造局長、安田充行政課長〔自治財政局〕諸橋省明財務調査課長【内閣府】小高章地方分権改革推進室長【農林水産省】〔経営局〕坂井眞樹審議官〔総合食料局〕荒川隆食糧部長  
〔事務局〕金澤和夫、石原一彦の各事務局次長

(議事次第)

- 1 財務会計に関するヒアリング
- 2 行政委員会に関するヒアリング
- 3 農林水産省ヒアリング（食糧部関連）
- 4 その他

---

---

### ○開会等

(西尾委員長代理) それでは、定刻ですので、これから第 90 回地方分権改革推進委員会を始めます。本日も丹羽委員長が御欠席ですので、私が議事進行を務めさせていただきます。お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

それでは、事務局から本日の資料について説明をお願いします。

(石原事務局次長) まず議題 1 「財務会計に関するヒアリング」に関して、総務省から資料 1 が提出されています。

議題 2 「行政委員会に関するヒアリング」に関しては、農林水産省から資料 2 として農業委員会関係の資料が提出されています。

議題 3 「農林水産省ヒアリング（食糧部関連）」については、農林水産省から資料 4 が、関連して内閣府から資料 3 が、それぞれ提出されています。

そのほか、猪瀬委員から資料 5 が提出されています。

以上です。

(西尾委員長代理) ありがとうございます。

それでは、本日予定している議事に入る前に、2 件の御発言があります。まず、義務付け・枠付けの見直しに関して、小早川委員から御報告があります。

(小早川委員) 簡単に申し上げます。

当委員会では、去る 6 月 5 日、「義務付け・枠付けの見直しに係る第 3 次勧告に向けた中間報告」を取りまとめました。これを踏まえて、そこでの三つの重点事項に

該当する個別条項をこの中間報告の方針に従って整理した案をワーキンググループにおいて作成しました。そして、7月2日付で各府省にその案についての見解を問うという趣旨で調査依頼を発出しました。

この調査依頼に関しては、8月5日を回答期限にしており、各府省の回答を得た後、第3次勧告に向けて、ヒアリングの実施などを含めてワーキンググループとしての精査を進めていく予定です。

以上です。

(西尾委員長代理) ありがとうございます。

それから、本日、提出された資料に関連して猪瀬委員から少し御発言があるそうですから、猪瀬委員からお願いします。

(猪瀬委員) 資料5-1と資料5-2がありますが、資料5-1を御覧いただきたいと思います。

今日は7月21日です。確定しているわけではありませんが、7月28日に全国知事会の政権公約評価特別委員会の古川座長(佐賀県知事)に来ていただくように要請をしているところです。「できれば行きたい」ということをおっしゃっている。ここでは、税財政と国と地方の協議の場の設置についての全国知事会としての採点の重み付けについてお話を頂く。特に国と地方の協議の場の設置の法制化には、30点ぐらい重み付けがされています。古川座長に加え、政権公約評価特別委員会のほかの知事、例えば山田京都府知事や、橋下大阪府知事などが一緒に来る可能性もあります。

この国と地方の協議の場の設置の法制化についての今までの流れはどのようなものだったかということ、資料5-1で見させていただきます。

まず、2006年5月11日の新地方分権構想検討委員会の中間報告です。読み上げます。「第一期改革において、『国と地方の協議の場』が設けられたが、政策形成のために十分に機能したとは言い難い。したがって、地方分権一括法で国と地方の関係を『上下・主従』から『対等・協力』と位置づけた意義を具体化し、地方分権の推進を加速させるとともに、自治体が行財政運営に関して自らが決定し、責任を負うことを明確化させるため、国と地方の役割分担や地方税財政制度等について、国と地方が共同のテーブルについて協議を行う『内政の政策立案に関する地方の参画』システムとして『(仮)地方行財政会議』を法定化することが必要である」とあります。

それから、今年6月の全国知事会のマニフェスト要望事項の中に、「国と地方の役割分担、国による関与・義務付け、国庫補助負担金、地方税財政制度、地方への新たな事務・負担の義務付けとなる法令・施策等について、政府と地方の代表者等が協議を行う『(仮)地方行財政会議』を法律で設置する」とあります。

また、当委員会は、2008年12月8日の第2次勧告で、以下のようなことを書いています。「3(2)①府省を超えた総合的な出先機関と地元自治体との協議の仕組み」として、「府省を超えた総合的な出先機関の設置にあたっては、『二重行政』の弊害やその新たな拡大をもたらすこととならないようにするとともに、当該機関の業務運営について、地域住民の目が届くようにしていくことが必要である。このため、

出先機関が担う地域に係る事務・権限に関して地元自治体と調整するための仕組みとして、管轄区域内の都道府県及び政令市など関係地方自治体から成る協議会を設ける」。また、「4（2）②地方振興局（仮称）及び地方工務局（仮称）の設置のイメージ」として、「協議会を法律上明確に位置付ける」としたほか、「協議会は、地元自治体にとっては、総合的な出先機関の事務・権限の執行を監視し、評価し、地元の意見を反映させる場であり、出先機関にとっては、地域住民に対し説明責任を果たし、その理解と協力を得る場である」としています。

それから、2009年4月24日に当委員会が出した「直轄負担金に関する意見」では、「負担金の見直しにあたっては、その対象範囲を含め、引き続き、全国知事会等と国土交通省等関係府省との意見交換など、国と地方が対等の立場に立って真摯に定期的に協議を行うべきである」とあります。

このように、定期的な協議の場を設置するという点に関してこれまでに様々な表現がありますので、この1枚紙に整理しておきました。

なお、次のページは読み上げませんが、7月14日の全国知事会の議事録メモから、政権公約の評価や政党支持についての意見を抜粋して載せてあります。参考として御覧を頂きたいと思います。

特に今回、全国知事会の要請は、国と地方の協議の場の法制化ということですが、繰り返しますが、当委員会としては、第2次勧告の出先機関改革のところで国と地方の協議の場を設定するという点を示してきました。それをもう一度思い出していただくということです。

資料5-2については、後の農林水産省のヒアリングの際に改めて申し上げます。

以上です。どうもありがとうございました。

（西尾委員長代理） ありがとうございました。

## ○財務会計に関するヒアリング

（西尾委員長代理） それでは、本日の議事に入ります。最初に財務会計制度について、総務省からヒアリングを行います。

総務省からは、久元喜造自治行政局長ほか、お手元の出席者リストの皆様が御出席です。お忙しい中御出席を頂き、ありがとうございます。

まず、総務省から10分程度御説明を頂き、その後、意見交換を行いたいと思います。それではよろしく願います。

（久元局長） 総務省です。どうぞよろしく願います。

時間も限られていますので、早速説明に入りたいと思います。財務会計制度については、第1次勧告において、地方自治体の財務会計における透明性の向上と自己責任の拡大ということに言及されています。そのような観点から、現行制度の考え方と見直しの状況について御説明をさせていただきたいと思います。

1ページを御覧ください。地方公共団体の財務会計制度が民間企業の財務会計と異なっているのは、民主的統制の保障が要請されているからであろうと存じます。事前統制といってもいいわけです。

「議会による民主的統制」とは、具体的には、事前の予算の議決に従って予算が

執行される必要があるということです。款、項、目に分類し、執行に当たって、款、項についての流用を禁止しているといったことが一つ挙げられます。

また『適法性』、『正確性』の確保」ということから、議会によるチェック、監査委員によるチェックがあり、また、地方独自のチェック方法として住民監査請求、住民訴訟が用意されています。

もう一つは、明確でなければならない、分かりやすくなければならないということで、議論のあるところですが、現行の財務会計制度では「現金主義」と、記帳方式として「単式簿記」のやり方を取っています。

また『情報開示』と『説明責任』の履行」という必要性から、地方自治法においては、財政状況等に対する説明責任を確保するための方法を規定しています。

もう一つ、戦前から取られている方法ですが、会計事務の適正な執行を確保するための内部牽制の仕組みとして、実際に支出を行う「長」は実際にお金の出し入れを行わず、別の機関にやらせることになっています。かつては出納長・収入役という特別職を置いていましたが、現行制度では「会計管理者」にこれを行わせるというように分離をしています。

このような制度は、基本的には行政サービスの原資が租税によって賄われるという要請からすると、国の財務会計制度と共通します。現在のルールは、国の財務会計制度と基本的には共通のものとなっています。

2 ページは、どのような役割と権限によって以上のような財務会計が行われているかということですが、基本的には真ん中にあるように、長の権限となっています。

予算編成は、長が行います。予算の執行については、先ほど申し上げた考え方から、長と会計管理者の分担の下に行われています。現金の保管は会計管理者が行います。また、財産管理は長が行い、決算の調製は会計管理者が行います。決算の公表、財政状況の公表等は長の権限となっています。

基本的には、財務会計の権限は長にあります、「民主的統制の保障」ということで、議会による事前の関与と事後のチェックがありますし、住民からの住民監査請求、住民訴訟が地方独自の制度として用意されています。

また、同じ執行機関ですが、監査委員が独立した立場から財務監査等の監査を行っているという状況です。

3 ページを御覧ください。ごく大まかに御説明しましたが、以上のように、財務会計制度の規定は地方自治法の第9章「財務」に規定があります。これらの各規定の内容は、国の法律でいうと、財政法、会計法、あるいは国有財産法といった法律に対応していて、財務会計制度については、基本的には国と似た法制が用意されています。

4 ページを御覧ください。このような地方の財務会計制度について法律で統一したルールを定めていることの意義についてです。

一つは、長の議会・住民に対する説明責任を十分に担保するということです。これはすべての地方公共団体について共通に当てはまることであるため、法律で規定することが必要であるということです。

また、統一したルールに基づいた予算・決算が編成されることによってほかの団

体との比較を可能とすることです。

それから、法律に反する運用等が行われた場合の住民による民主的な統制を保障することです。住民監査、住民訴訟という仕組みが用意されていますが、このような民主的統制の要請は法律レベルで規定する必要があります。

また、財源調達等の関連において国の財務会計制度と密接な関係性を有することから、国と連動した制度体系の維持が必要であるということです。

以上のようなことから、地方自治法において統一的な財務会計制度を定めていると理解しています。

なお、具体的な内容については、条例・規則にゆだねている部分があります。

以上の考え方に基づいて現行の財務会計制度が規定されており、私どもはこのような考え方は今後も妥当すると考えています。そのような前提の上に立ちながら、これまでも財務会計制度については、いろいろな見直し、制度改正を行ってきています。

それらの見直しの内容は非常に多岐にわたりますが、あえて分類をすると、一つは地方公共団体の自由度を拡大しようというものです。財務会計の基本として単年度主義を掲げていますが、その例外として、年度を越える長期継続契約の規定を置いています。この規定の枠組みについては非常に長い経過がありますが、近年の状況にかんがみて、例えばOA機器のリース、庁舎管理や警備業務等に関する契約は、長期継続契約ができるようにしました。また、行政財産の貸付けは原則として禁止されていましたが、これについてもその範囲を拡大しています。さらに、監査機能を充実する観点から、町村の監査委員について事務局を設置することができるようになりましたし、法律で決めていた監査委員の定数も、条例に基づいて増員することができるようになりました。

2番目の改正は、透明性の向上等を図ろうとするものです。監査委員の役割は非常に重要ですが、いわゆる役所のOBが就くことについての制限を強化し、外部監査制度の導入を図るなどの改正を行ってきています。

また、近年の社会経済情勢の変化に対応して、例えばITを活用した財務会計として、オンライン手続による契約の締結を可能にしました。あるいは公の施設において民間企業が直接施設を管理することができる指定管理者制度を創設しています。また、公金のクレジットカード納付を可能にするといった改正を行ってしています。

以上のような改正を経年的に整理したものが、6ページです。

これらの改正の内容の分類は、先ほど申し上げたとおりです。このような改正が行われた背景、直接の契機としては、大きく言ってまず地方制度調査会の答申が挙げられます。地方制度調査会の答申に基づいて、例えば監査制度の改革に関する改正、あるいは監査委員の定数を増やすことができるといった改正を行ってしています。もう一つの改正の契機は、ここ数年、小泉内閣になってから制度として導入された構造改革特区、あるいは規制改革特区で出てきた地方自治体からの要望です。これらの要望に基づいて、指定管理者制度の創設、長期継続契約の対象範囲の拡大といった改正を行ってしています。

7ページですが、今後、どのように地方財務会計制度を見直していくのかという

ことです。これまでも透明性の向上、あるいは自己責任の拡大といった観点から改正を行ってきており、私どもとしては、今後とも地方公共団体の要望をお聞きしながら必要な改正を行っていきたいと考えています。

その場合に、求められる課題があらうかと思えます。一つは公正性・透明性・効率性が確保されるということです。例えば、先ほどの特区要望の中で、一部の地方自治体からは、地方自治法の財務の規定を全面的に適用しないことにして、自分のところだけは自分たちの条例でこれを規定するようにしたいといった要望がありました。私どもはそのような改正は適当ではないのではないかと考えています。一定の共通のルールを決めた上で、地方公共団体からの要望で不自由な点があれば、それは個別に見直していくことが必要ではないかと考えています。

2番目は、国の財務会計制度との均衡が確保される見直しであるということです。

3番目ですが、この財務会計制度では、このルールに則って、日々、地方自治体の財務会計が切れ目なく行われています。そのような意味で、この見直しに当たっては手戻りがないように、また、実務の混乱が生じないような慎重な配慮が必要であると考えています。

以上のような考え方で、今後、地方公共団体の要望などを踏まえながら見直しを行っていきたいと考えています。全体的に大きな見直しの方向性については、現在、私どもとして特段の考え方は持っていないので、この委員会での御指摘を踏まえながら検討していきたいと考えています。

以上です。

(西尾委員長代理) ありがとうございます。

ただ今の御説明に基づいて、御質問や御意見がありましたら、御自由に御発言いただきたいと思います。

(猪瀬委員) 質問ですが、東京都は複式簿記で公会計制度の改革をしたのです。総務省も以前にそのようなプランを出していて、少し方式が違うようですが、結局、総務省方式は、今、どのくらい普及しているのですか。また、地方独自の方式も含めて、大福帳ではないやり方はどのくらい普及しているのですか。

(久元局長) 先ほどは、地方自治法に基づく制度について御説明申し上げました。この地方自治法に基づく予算決算の内容を補完するものとして、これは制度に基づくものではありませんが、運用上、いわゆる財務四表、バランスシート、行政コスト計算書といったものの作成をお願いしています。その点については、2種類の方式が自治財政局から示されていますので、その活用状況について財務調査課長から説明させていただきます。

(諸橋課長) 財務調査課長の諸橋です。

まず個々の会計取引後に複式仕訳をして、資産についても個々で評価をする形で作成する、いわゆる「基準モデル」は、平成19年度決算の数字で「作成済み」としているところが、都道府県ではゼロ、市区町村では11あります。「作成中」というところが、都道府県ではゼロ、市区町村で26です。同じく、総務省方式改定モデル、ないしはそれ以前の総務省方式の二つについて、作成済みないし作成中と答えた都道府県が44、市区町村で約1,300強の状況です。その他のモデルということで、東

京都のように独自のモデルなどを使っているところが、作成済みなし作成中を合わせて都道府県で3、市区町村で22あります。

また、平成20年度決算に基づく今後の作成見込みの調査を3月末で実施しました。その時点におけるそれぞれの地方自治体の見込みですが、基準モデルと回答したところが、都道府県で1、市区町村で116あります。総務省方式改定モデルが、都道府県で43、市区町村で1,399あります。そのほかに若干、市区町村では旧総務省方式を使用するところもあります。それから、その他のモデルと回答したところが、都道府県で3、市区町村で9という状況です。

以上です。

(猪瀬委員) 全体の何割なのかがよく分からないので、一言で言ってもらえますか。

(諸橋課長) 見込みで申し上げますと、作成すると回答した中で、例えば市区町村では、基準モデルが約7%。総務省方式改定モデルで何らかの財務諸表をつくるというところが84%。それから、その他のモデルが0.5%という状況です。

(猪瀬委員) 「何らかの」ということがよく分からないのですが、どのようなことなのですか。

(諸橋課長) 貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュフロー計算書の四つについて、それぞれの単体と、連結ベースで作るようお願いしていますが、例えばバランスシートだけとか、単体のところまでとか、そのようなことも含めての数字です。

(西尾委員長代理) 一応は分かりますが、何か分かりにくいですね。

(猪瀬委員) 結局、複式簿記できちんとやっているところは何%なのですか。

(諸橋課長) 例えば、平成20年度に見込みでやると聞いているところが、都道府県では、申し訳ありません、すぐにパーセンテージが出ませんが、47分の4です。それから、市区町村では7%強から8%ぐらいでしょうか。

(横尾委員) 2点あります。

一つは、資料の7ページにある財務会計電算システム等の大規模改修が今後必要になるだろうという指摘は、正にそうだと思うのです。過去のことを振り返りながらの質問なのですが、そうであるならば、総務省で開発をして、フリーソフトとして全地方公共団体に無償で提供するということは考えられないのでしょうか。

その際にはおそらく、システムをつくる民間とのタイアップで開発をしなければなりません。ポイントとしては、著作権を総務省がしっかりと持てばいいと思うのです。全部向こうに渡してしまうから、一回一回バージョンアップや少し改良するだけで費用が掛かります。現在も総務省ホームページからすべての地方公共団体のレーダーチャートもぱっと見られるようになっていますが、そのような新たな対応を考えていただければ、もっと効率化できるし、コストも掛からない。あるいは露木委員がときどき言われますが、介護保険を始め、システム開発には膨大なお金が掛かりますので、その抑制も含めてできないのでしょうか。

もう一つは、この財務会計システムはPL、BS等の導入ということになっていきます。例えば地方にある財団法人、市関係の財団法人におけるそのような財務会計の新しい転換は我々もやっていますが、いつも感じることは、PL、BSに変え

たら黒字になるかといったら、そうではありません。トータルのキャッシュフロー等はよく分かるようになります。ストックもチェックはできると思うのですが、実は一つ一つの事業の細目を見ようと思えば、今までのやり方の、この事業で何がいくらかというところもある程度分かるような情報提供をしないと、議会であろうと、市民の方であろうと、チェックは難しいところがあるのです。

ぜひそのような現場を御存じの総務省のお立場から、一般に言う民間の財務会計が良いから、それをそっくり使うのだということではなくて、現実的により良い制度を今後検討すべきだと思うのです。その辺について御意見を伺いたいと思います。  
(久元局長) 地方自治法が規定している財務会計制度については、正直言って、今のものが全く良いかといったら、そうとも言えないだろうと思うのです。例えば予算の編成の仕組みにしても、いわゆる経常経費と投資経費とを一本の予算で編成している国は日本ぐらいしかなく、それだけ遅れており、改革しなければいけない。

ただ、同時に、これを大きな制度改革として進めていくに当たっては、日々、地方自治体で行われている財務会計の現場実務にどのような影響を与えるのかということも慎重に検討する必要があると思います。

自治財政局の方からお願いをしている、いわゆる財務四表のソフトの著作権等の問題については、財務調査課長から御説明申し上げます。

(諸橋課長) 総務省改定モデルでの表を作るソフトは総務省で作成して、地方自治体にお配りしています。

それから、これからの進め方について、今までの行政のノウハウも含めた形での御指摘もありましたが、結局、民間企業における会計方式のノウハウのストックに当たるものが、今まで地方自治体にはあまりありません。現在は、非常に先進的な地方自治体と、そうでないところとの差が非常に激しいような感じもしています。

いろいろな御意見もありますが、そのような中で、結局、モデルが二つになってしまった。今、非常に先進的なところもありますが、そうではない地方自治体では、一定の範囲のモデルで対応しているところでは、いずれにしても、地方自治体の方々にもう少しいろいろと、こうしたことに親しんでもらうことが、まず当面の先決課題かと考えています。

(西尾委員長代理) よろしいですか。

(露木委員) 横尾委員の発言に関連して、直接、地方財務会計制度とは結び付かないのですが、連休中のいつでしたか、週末の日本経済新聞の1面トップに、コンピュータシステムについて、各市町村・都道府県でばらばらなシステムの導入の不効率を看過することはできないということで、全体を統一的なシステムの方向に導くようにする方針を総務省が固めたという記事が出ていました。自治行政局が担当かどうか分かりませんが、これについては、今はどのような状況なのでしょう。

(久元局長) 直接、私の方で担当してはいるわけではありませんが、今、いろいろな地方自治体の現場でコンピュータシステムが個別に作動していますし、その中にはそれぞれの省庁がお願いしているものもあって、開発そのものが相当重複している。これを何とか統一する方向に持っていけないかということで、何か方針を決めたというわけではなくて、今後、研究会などで作りながら、そのような方向を模索して

いきたいということが今の状況です。

(露木委員) ぜひ検討を早めてください。今、制度改正が頻繁で、無駄に無駄を重ねている状況のところもあります。このような問題も入ってくれば、更に共通でやった方がより効率的なことも多々あるに決まっていますので、自治行政局からもぜひお願いをしてほしいと思います。

(西尾委員長代理) よろしいでしょうか。

そもそも昭和 30 年代に地方財務会計制度調査会があり、その答申が出ましたが、あまり実現せずに、それから何十年、何もいじらずに今日まで来ました。先ほど経常経費と投資的経費の区分もせずに一本で予算化しているという話もありましたが、そういう延々と続いているテーマがまず一つあります。

それから、最近、法制度に基づく予算・決算とは別に、運用として発生主義会計の考え方や、複式簿記的な手法等が取り入れられてきた結果、制度上やっていることと運用上やっていることとの二重になってきており、大変複雑な状況になっている。その運用に際しては、またモデルがいくつもある。基準モデルがあって、改定モデルがあって、その他、独自モデルが東京都以下いろいろある。それが並行して進んでいるのです。一体、どこへ落ち着かせようとしているのかよく分からないのですが、その問題がある。それをどう整理していくつもりですかということです。

どちらにしても、新しく作り出した発生主義会計や複式簿記的な財務諸表のようなものを現実の財務会計に生かしていくためには、完全に IT 化する以外にないと思うのです。それで、IT 化をしていくことが前提だとすると、今までの地方自治法の財務会計の諸条項は、全く不便なのではないかという感じがしているので、私はいじり出そうとすると、かなり抜本的にいじらなければいけないのではないだろうかと思うのですが、その点はいかがですか。

(久元局長) 繰り返しますが、確かに、今の地方自治法上の財務会計の考え方は、1 ページにあるような考え方です。そこでつくられる決算書類が、必ずしもそれぞれの地方公共団体の財務状況を正確に説明しているのかというと、説明できていない部分があります。そこでもう 10 年近い取組みになりますが、これを補完するものとしていわゆる財務四表をつくってきたのです。

しかしながら私どもは、現時点での考え方としては、現金主義、単式簿記という考え方は捨てられないのではないかと考えています。その上でどのようにして、これを補完する財務四表を効率的につくって、できるだけ普及させていくのかということが課題であり、とりあえず、私どもとしては従来、そういう取組みをしてまいりました。そのような努力を続けていくということが、基本的な考え方です。

(西尾委員長代理) いろいろ御意見があるかもしれませんが、今日のところはこれで意見交換を終わりにしてよろしいですか。

(「はい」と声あり)

(西尾委員長代理) 我々も第 3 次勧告で、この件に関してどのようなことを要望とするかということは、引き続き検討していきたいと思います。

それでは、総務省の方はここで御退席をお願いします。どうもありがとうございました。

(総務省関係者退室)

(西尾委員長代理) ここで10分ほど休憩を取って、その後は農林水産省関係のヒアリングに入りたいと思います。

(休憩)

### ○行政委員会に関するヒアリング

(西尾委員長代理) 全委員がお揃いですから再開したいと思います。農業委員会制度について、農林水産省からヒアリングを行います。

農林水産省からは、坂井眞樹大臣官房審議官に御出席を頂いています。お忙しい中、御出席を頂きありがとうございます。

まず農林水産省から10分程度御説明を頂き、その後、意見交換をしたいと思います。よろしく願います。

(坂井審議官) 御紹介を頂きました農林水産省経営局担当審議官の坂井と申します。

それでは、早速、資料に基づき、御依頼のあった農業委員会制度の概要及び第1次勧告の検討状況についてお話をさせていただきたいと思います。

農業委員会制度の概要については、これまでも何度か御説明をさせていただいたかと思えます。実は今国会の農地法の改正で、農業委員会の業務についてかなり大幅な見直しが行われましたので、その点を中心に御説明させていただいた上で、第1次勧告の検討状況についてお話をさせていただければと思います。

まず1ページです。農業委員会制度は、地方自治法及び農業委員会等に関する法律に基づく制度で、各市町村に一つ設置することが原則です。御案内のように、農地面積が著しく小さい場合には置かなくてもよいことになっています。

「主な業務」のところにあるように、農地の権利移動の許可、農地の転用、あるいは遊休農地対策といったものを主な事務としています。農地の権利移動を認めてよいかどうかの判断を行うことにより、私的な権利である財産権に対してかなり強力な関与を行うということもありますので、選挙による委員を中心とした委員で構成した農業委員会によって、公平性・中立性を確保した判断ができるような仕組みとなっています。また、農地をめぐる地域の事情を把握した上で業務を行う必要があるということで、高い専門性を有している機関とするため、選任による委員がいます。これは地域の農業者によって選ばれた農業者の代表ですので、このような農業者を中心とする組織、言わば地域の自治的な機能を有している組織といったことが言えるかと思えます。

2ページです。農業委員会をめぐる状況です。農業委員会の数は、最近の市町村合併に伴って大きく減少してきています。平成5年には3,000を超える委員会がありましたが、平成20年時点で1,793で、半分近くまで減ってきています。そのような中で、農業委員会委員一人当たりが担当する農地面積が増えてきています。右のグラフにあります、1人の農業委員が134ヘクタールをカバーするといった広域化が進んでいる状況にあります。

今回の農地法改正は、一部改正とはいえ、目的規定も変えています。いわゆる自

作農主義から利用本位の農地法の体系に大きく見直すということで大改正が行われました。この改正によって農業委員会の業務がかなり変更されています。3ページ以降で、その点について説明をさせていただきたいと思います。

具体的には後ほど説明しますが、今回、農地の権利移動、また遊休農地対策などに関して農業委員会の業務が増加しています。他方、スクラップ・アンド・ビルドで廃止した業務も相当数ありますが、公平性・中立性の高い機関、専門性の高い機関として、このような権利移動、遊休農地対策といった関係の業務が求められています。ちなみに、衆議院、参議院の農林水産委員会における法案可決時の附帯決議において、農業委員会に対する支援及び体制整備を図るといったことが決議されています。

4ページですが、農地法の一部を改正する法律の基本的な考え方です。右のところにいろいろ書いてありますが、黄色い背景で囲ってあるところに書いてあるように、農地を貸しやすく、借りやすくする、農地を最大限利用するというので、いわゆる農外からの参入もしやすくするといった改正が一つあります。それから、下にあるように、これ以上の農地の減少を食い止める、食料自給力・自給率を確保していくといったことで、農地を確保していくということで、農地転用規制の厳格化などの措置が講じられることとなっています。

具体的には5ページで、農地の権利移動の規制の見直しの関係で、農業委員会の役割がどのように変わってくるかといった点についてお話ししたいと思います。

現行では、農地を売ったり借りたりすることを行うためには、法人の場合は《現行》の③に書いてありますが、農業生産法人でなければいけません。この農業生産法人は基本的には農家の集合体で、もちろん、企業が出資することなどはできるのですが、出資割合について規制が掛かっています。農地法本体では、改正前は、所有権、賃借権について、法人については農業生産法人でなければいけないという仕組みになっていました。リース事業といった形で市町村との協定を結ぶなどの一定の手続きを経て、現在でも農地を企業が借りることはできます。そういった、ある意味ではバイパスはつくられていましたが、この農地法制本体では、あくまでも農地を借りることができるのは農業生産法人に限られていました。

《見直し後》の下の賃借権のところを見ていただきますと、従来と同様に所有権を取得するためには、法人の場合は農業生産法人でなければなりません。賃借権についてはこの要件を外して、農業生産法人以外の法人、例えば株式会社、企業であっても農地を借りて農業を行うことができるといった仕組みに大きく改めました。その際、衆参両院、特に衆議院の審議では、いわゆる企業の農業参入が大きな議論になりました。その際の論点としては、企業が入ってきた場合、地域の農業との調和が図れるのか、家族経営の健全な発展を阻害することにならないかといった意味での地域農業との調和に関するところ、また、企業を含む農業生産法人以外の法人が継続的に農地の有効利用が図れるのかといったところでかなり活発な議論が行われました。農業生産法人以外の法人の参入に当たってそのような懸念について議論がされました。このようなことに対応して、農業委員会が、地域農業との調和が図られているかどうか、地域農業にとって企業等の参入が大きな問題にならないかど

うかといった点をしっかりチェックすることになっています。

また、これはかなり長期間にわたっての協議でしたが、与野党の協議の結果、政府提案からかなり大幅な条文の修正が行われました。(注)に細かく書いてあって、恐縮ですが、口頭で説明させていただきますと、農業生産法人以外の法人、企業等が農地を借りて農業を始めた場合、その利用状況を毎年1回、農業委員会に報告するといった新たな義務が課されることになりました。

また、企業等が参入して農業を始めた場合、その結果として、例えば周辺の農業経営に悪影響が出た場合には、農業委員会が是正の勧告をすることができます。是正の勧告に従わない場合は、この賃貸借契約について農業委員会が許可の取消しをすることができます。このようかなり強力な権限が農業委員会に対して付与されました。裏返して言うと、農業委員会の業務に期待されるところが非常に大きかったということです。

結果、このような農業委員会の関与による担保措置を講ずることによって、農業生産法人でなくても、企業であっても、従来と違って全面的な形で農地を借りて農業に参入できるといった形になったわけです。

そのほかに6ページ以降で、今回、農業委員会が行う事務の変更について網羅的に記述をしています。7ページには、廃止される事務について記載しています。標準小作料の制度が廃止されますので、標準小作料の設定など、現在の段階で必要ないと考えられるものは廃止するといった形でスクラップ・アンド・ビルドをしています。

6ページに戻っていただいて、「追加される事務」の箇所ですが、遊休農地対策関係の業務が追加されています。これは耕作放棄地が増えてきていながら、日本の食料自給率・自給力は低下傾向にある中で、遊休農地をできるだけ減らして、採算が取れる形で農業生産を行っていくことが求められています。実は従来から農業委員会は農地パトロールということで農地の利用状況を調査していました。ちなみに来月からは全国統一の「農地パトロール月間」ですが、このような農地の利用状況についての調査が義務化されました。

ここに書いているように、毎年1回、利用状況を農業委員会が調べて、あまり利用されていない農地の所有者に対して、利用に関する指導を行います。これは、その所有者で利用ができない場合は担い手に利用権を強制的に設定していくことも含めて、要はやる気と経営感覚がある農業者に農地の集積が図れるような形で、かなり強権的な仕組みも用いて遊休農地対策を講ずることにしたのですが、その中で農業委員会がこのような役割を与えられたということです。

現在でも、例えば地元の警察と協力して、もちろん地域によって差はありますが、産業廃棄物の不法投棄に目を光らせるといった活動が積極的に展開されています。その際に、農業委員会の方は耕作放棄地なりそのような農地の所在について、これまでの経験で情報を持っていますので、非常に効率的な調査などができるといった話を聞いているところです。

8ページです。このような形で業務もスクラップ・アンド・ビルドされて新しい業務ができるということで、法改正に先立って、今年1月に透明性の向上のために、これまでも議事録を公表することになっていましたが、農業委員会の審議過程につ

いての詳細な議事録を、要約しないで全面的な議事録を開示するといった指導を行っているところです。それから、新たな業務の増加に対応して、従来からいる協力員の設置・増員を可能とする予算措置も講じているところです。

9 ページは、これも既に御説明をさせていただいたかもしれませんが、平成 16 年に農業委員会の見直しが行われて、組織をスリム化するという改正が行われています。その際、必置規制の堅持という附帯決議もされています。

最後に 10 ページです。第 1 次勧告で提言され、地方分権改革推進要綱で整理した事項である「選挙委員の選挙区等、農業委員会の組織運営に係る規制について、地方自治体のより弾力的な運用を図る観点から、必要な措置を講じる」への対応についてです。

現在、農業委員会が各市町村に置かれていて、これがかなり広域化してきているという話をさせていただきました。市町村長は、同一市町村内で必要な場合には二つ以上の選挙区を設けることができます。その場合、政令で、一定の面積以上、あるいは一定の農業者の数以上にしなければならない旨を規定しています。一定の規模を確保することを前提に、二つ以上の選挙区を設けることができる仕組みになっています。これを地域の実情に応じて判断し得るようというので、例えば、同じ市町村であっても、例えば離島については、このような農地面積なり農業者の条件を満たさない小規模のものであっても、一つのまとまりとして扱う必要があるということ、一つの独立した農業委員会を置くことが適切であるといった具体的な事例も御指摘いただいています。こういった点について、このような数値基準ではなくて、より弾力的に運用をできるようにしたいと思います。

この点については、仮に地方分権一括法の策定といった対応が行われる場合には法改正も行うということで検討を進めていきたいと考えているところです。

私からの説明は以上です。

(西尾委員長代理) ありがとうございます。

それでは、早速、猪瀬委員から行きましょう。

(猪瀬委員) 基本的なことで、4 ページの「農地法等の一部を改正する法律の概要」のところの「農地法の目的等の見直し」についてです。「目的について、『農地は耕作者自らが所有することを最も適当とする』との考え方を、『農地の効率的な利用を促進する』考え方に改める」とあります。しかし、確か 3～4 年前ですが、農業経営基盤強化促進法が出来て、これで株式会社も参入しやすくなったのですが、その後、遊休地が増えるだけであまり進展しなかった。せっかく農業経営基盤強化促進法をつくっても農地のリースが余り増えていかなかったのは、結局、何が問題だったのですか。参入障壁みたいなものは何だったのですか。その辺りがよく分からないのです。

(坂井審議官) まず、リース方式による参入はそれなりに増えてきています。1 割ぐらいのところは調子が悪くてその後撤退をしたなどという話を聞いていますが、裏返せば残りの 9 割はそれなりにやっているということです。農業の場合は採算が取れるようになるまである程度の期間が掛かりますので、入ったところもそれなりに頑張らせていただいています。また、数も増えてきています。

リース方式によるやり方もそれなりの進展は示しているのですが、リース方式による場合、特定のエリアを、参入するエリアとしてまず市町村が決めるという地域的な限定がある。借りる土地は耕作放棄地に限定されないのですが、エリアが決められるのです。それから、参入する企業が市町村と協定を結ぶといった形になっていますので、従来の方式だと、地域の限定があり、手続に手数が掛かりました。その点は今回の改正によってかなり大幅に変わってくることになろうかと思えます。

あくまでも例外的な仕組みだったものが、今回の農地法の改正により直接の契約でできるようになりますので、そこはかなり次元が違ってくる可能性はあるのではないかと考えています。

(露木委員) 基本的なデータをお伺いしたいのですが、農地面積が小さい市区町村は農業委員会を置かなくてもいいということなのですが、実態はどうなっているのかということが1点です。

それと、選挙で選ばれる農業委員で、実際に選挙があった農業委員会の割合はどのくらいなのでしょう。

(坂井審議官) まず、農業委員会を置かなくてよい市町村は全国で221あります。実際に設置していない市町村、これは千代田区などですが、42あります。裏返すと179については任意設置ですが、実際には設置しているという状況です。

選挙で投票を実際に行っているのは1割程度です。要は候補者の数が定数よりも多くて競争になっているのが1割程度で、その場合の投票率は確か8割近い率で、かなり投票率は高くなっていますが、無競争で行われているものが9割という状況です。

(露木委員) 置かなくてよい場合にも大半は置いているというのは、慣例で置いてしまっているのかどうかは分かりませんが、その一方で42の置いてないケースがある。例えば千代田区の例を出されましたが、千代田区にも農地があるのならば、今の状況から言うと、逆に緑地として非常に重要な意味合いもあるという複雑な様相を、今、農地の問題は呈していると思うのです。

そのような中で、選挙が行われている割合が約1割ということですが、選挙という形になっているにしては非常に不活発ですね。私の町では、選挙とはいうものの、基本的には持ち回りで、阿吽の呼吸でぐるぐる回っているという状況です。でも、農業委員会という形式がよいかどうかは分かりませんが、農地の問題がこれまで以上に非常に重要性を増している中で、農家の方だけが参加する選挙というやり方を一貫して踏襲していいのかどうかという問題が出てきているのではないかと。

要は、一般の住民の方も一定の割合で入って農地の問題を理解しないと、その地域全体の農業を盛んにする理解促進になかなか至らないのです。そのようなことにかんがみると、農林水産省はこの農業委員会が大切だと言って、今までのやり方を必置規制で維持していくのだと言われますが、そろそろ根本から、農業委員会の構成から含めてやり直す時期に入っていると思うのです。その点について、農林水産省はいかが思われますか。

(猪瀬委員) 露木委員の途中ですが、千代田区に農地はあるのですか。皇居の中にはありますが、よく分かりません。一体、どこにあるのですか。見たことがないの

です。

(坂井審議官) 千代田区には農地はありません。先ほどの42のうち、農地がないので要らないというところが千代田区や中央区など、14あります。

(猪瀬委員) 千代田区には農地はないのですね。

(坂井審議官) 農地はないです。

(猪瀬委員) それはそうですね。ごめんなさい。

(坂井審議官) 今の話は別途お答えします。

農業者の数も非常に減ってきていますし、地域によっては混住化が進んでいます。私どもも、地域住民との関係で農業・農地をどのようにとらえるかということは非常に重要な課題だと考えています。話は農業委員会にとどまりませんが、最近では農地なり水路の維持管理活動を、農業者だけではなくて地域住民の方も参画して行うといったことに交付金を出して、地域全体として農業を支えていただくということに努力をしています。委員の御指摘の点は、今後の農業の方向について非常に重要な点であることは間違いのないと思います。

他方、農業委員会の場合、農業者の中から選ばれた農業者の代表ということになります。私権の制限といった点に関しては、農民自治と言うと非常に古い言葉に聞こえますが、地域の農業者が公正・中立に判断をしていくという側面が一つあると思います。それから、農業委員会は農業者の代表である選挙委員が過半数を占めますが、他方、選任委員として市町村長が選ぶ学識経験者や団体推薦委員がいます。確かに、学識経験者の中で地域の農業・農地をどうしていこうかという視点の方に入っていただくとか、そのようなところは今の制度でも非常に重要だと思ひますし、今後、どのようなことが出来るのか検討していきたいと思ひます。

他方、繰り返しになりますが、権限を持っているのは、農地を所有していたり借りたりしている農家ですので、農家の方の代表で、この私的な権限への関与について取り仕切るといった仕組みが機能しているのも事実だと思ひます。行政コストなどを考慮し、そのような点も十分踏まえる必要があるかと思ひます。

(西尾委員長代理) 続けてどうぞ。

(露木委員) その理想というか、要するに、農家が自治的、自主的に運営や管理をするという建前は分かるのですが、無理やりアメリカ的な制度を挿し木したような制度で、事務局が整理をし、そして、事務局が出した議題に対して追認する形が実態です。御存知のとおりです。もし、そこの部分を活性化しようとするのなら、農業委員会の事務局を強化しない限り、今の御説明は絵に描いた餅なのです。

しかし、横尾委員の市でもそうでしょうが、実態は、がりがり人員削減をされてしまって、農業委員会の事務局に充実した人材をあてがうのに四苦八苦しています。それで、この様々な建前を大切だと言われても、実状を追い掛けるのがやっとです。しようがなく、私の町では無理やり若い優秀な職員をあてがって、加えて神奈川県からも特定任期付職員の形で来てもらって何とか強化しています。重要だと思ひからやっているのですが、そのような位置付けでやれないとすると、今、農業委員会は、建前は走っていきながら実際は何もできないで、おそらくあっぷあっぷの状況だと思ひます。その辺はどのように認識されていますか。

(坂井審議官) 今回、正に業務も増加しています。スクラップした業務もありますが、特に農地利用の集積を図っていくといった業務が増えています。今、御指摘の点に対しては、特に合併に伴って市町村の中で農業関係に携わっていただく職員が減っている中で、この農業委員会は一つの拠り所になりますので、私どもとしては、引き続き、各市町村でも正に委員御指摘のように重要性を踏まえて努力していただきたいということがあります。

そうはいても、財政事情等もあります。そこで、先ほど若干お話ししましたが、協力員を置くことができるようになっていきます。農地のパトロールでも、農業委員以外にも地域の状況に詳しい協力員を置くことができるようになっていきますが、その予算を今回増やす措置を講じています。補正予算でも措置を講じています。そのように入力を強かにやっていかなければいけないと考えていますし、ある意味では地方公共団体の農業行政、農地が要ですので、そのようなものが縮小する中で、この農業委員会の事務局をこのような形で農林水産省としても支援していきたい、更に支援を充実させていきたいと考えているところです。

(露木委員) お気持ちは分かるのですが、協力員ぐらいでは事務局の根本的な問題は何も解決しません。ですから、農林水産省などは、もし専門的な要員が得られるなら、それこそ出先機関を統廃合して、その人たちを地方自治体に配置し直せば、いくらでも働き場は出てきます。派遣でも何でも結構です。今、地方は本当に困っているのですから。何とか農業を強化したくても人手がなく、しかも専門的な要員がない。それで仕方なしに都道府県に頼む。でも、都道府県にもいないという状況で、今、大変な状況になっているということをつかかった上で、建前ではなくて実態を見て、農業の遊休農地の解消などと言ってもらえないといけない。口で言っても、今は管理する人がいません。そのような状況だということをつかまえてやられないと、建前だけの話になってしまうと思います。

(横尾委員) 2点あります。一つは、少し具体的に伺いたいのですが、先週末、私の市出身の「関東多久の会」を開催したのですが、2年後にはふるさとへ帰るぞという方がおられて、話をしました。いろいろと話をしているうちに、過去にも似たような話があったのですが、何かといいますと、例えばIターン・Uターンで戻って、米作には少し大きい農地が必要でしょうが、地方は少し土地にゆとりがありますので、目の前でミニ農地を確保して菜園を作りたいということです。そのときに農地を持ちたいのですが、今はなかなかこれができない。今後の分権社会を考えて、例えばこのような場合には、農業委員会が認めれば農地を持つことができるかどうかをまず伺いたいと思います。

ちなみに申し上げますと、定住促進の特区申請で、確か農林水産省あてに私どもは提出したと思うのですが、そのような小さい農地、本当に狭い農地ですが、それはまかりならぬという回答を頂きました。そこで作られた農産物が市場価格を乱高下させるからという理由があったようですが、あり得ない話です。自主的に地方の知恵が出るようになりますし、また定住促進あるいは過疎対策、地域農業の保持もできますので、どうかということをつかいたいのが1点目です。

二つ目は、この資料の8ページですが、「農業委員会の適正な事務実施について」

という経営局長通知を発出されています。その上に「全国的な公平性・公正性の確保等を図る観点から」という文言があります。私は、透明性の向上にしろ、公平性・公正性にしろ、普遍的な価値だと思っていますが、あえてここに「全国的な」という文言が入っていることによりどのようなことが推測されるかということ、全国的な公平性とは何かということを一いち農林水産省に尋ねなければなりません。

そうすると、北海道と沖縄と全然違う農業であっても、全国的にはこういうことなのだということで、言わば義務付け・枠付けに近いような状況になり、地域の工夫を生かすようなこともできなくなってしまうのではないのかという懸念を持ちます。この「全国的な」の意味はどの程度までのことなのか、伺いたいと思います。

(坂井審議官) まず1点目ですが、実は今回の農地法の改正で、要は買ったり借りたりするときの、下限面積の基準について、農業委員会が全国統一のルールとは別の面積基準を設けることができるようにしています。原則として、今、都府県では50アール、北海道では2ヘクタール以上となる必要がありますが、農業委員会がこれとは違う数字を、例えば10アール以上とすることができるようになっています。

(横尾委員) もっと小さくなるということですか。

(坂井審議官) 小さくすることも可能だということです。

(横尾委員) もっと小さい、狭いところでもいいのですか。

(坂井審議官) はい。50アール、2ヘクタールではなくても、例えば10アールでもいいということです。

(横尾委員) それでは、もっと狭いのはいいのですか。

(坂井審議官) そこは農業委員会の判断になるのですが、余り狭くなってくると、農業経営を行うかどうかということになります。一般的に用いられているのは市民農園といった形であり、本当に小さいところをやるのであれば、市民農園に参加して農業をやるという形も法制的に設けられていますので、そのようなことが考えられるのではないかと思います。

他方、農業経営も多様化してきているので、経営と言えるものを、都府県であれば50アールという一律のものではなくても、農業委員会が設定できるようにしました。これは地域の状況に応じて、10アール以上の面積でということも可能です。10アールというところかなり狭いので、経営ということを考えると、かなり高付加価値のものをつくっていても、10アールぐらいは要と思います。そのような規制緩和を行ったところです。

それから、2点目の御質問は、どのようなことでしたか。すみません。

(横尾委員) 「全国的な」とは、どのような意味ですか。

(坂井審議官) これは少し誤解を招くおそれがあったかもしれません。審議過程のすべてを要約することなく作成をして公表するということですが、従来から議事録を作成して公表しなければいけないとしています。しかし、きちんと詳しく議事録を公表しているところもあるのですが、かなり要約された議事録しか公表していないところもある。農地転用について決めるのは都道府県知事ですが、農業委員会は、転用について意見書を付しており、実態的に農業委員会の判断が重要になります。例えば、そこで農業委員が転用を認める際に、厳密に見ないで判断しているという

おそれがあるとなれば、どのような審議をしたかということをしかりと見せることが必要です。地域の担い手の農家が見ているのです。地域の担い手の農家が実は借りたいと思っていた農地、優良農地が転用されてしまうといったことが起きないように、誰がどのように判断をしたのかという議事録を要約することなく細かく出すというルールを全国的にきちんと統一しようということが我々の趣旨です。何か新たな枠をはめることを考えているわけではありません。

(横尾委員) すみません。確認なのですが、1点目の質問の関連です。そうすると、100坪の住宅地を買う場合に、隣に30坪ぐらいか100坪の農地をつくってもいいということですね。

(坂井審議官) この規制からすれば、10アール以上であれば取得ができます。もちろん、農業振興地域、市街化区域など、その地域の規制の問題はありますが、それは問題ないと思います。

(西尾委員長代理) 横尾委員、ほかに御発言はないですか。

(横尾委員) はい。

(西尾委員長代理) この問題については、農地法が改正されて、農業委員会の任務もいろいろと変動したばかりのところで、なぜ改めてこれを問題にするのかと農林水産省は思われるかもしれません。当委員会の第1次勧告では、この農業委員会制度の問題について、まず委員会としての認識を示し、その上で、この農業委員会委員の選挙方法の弾力化について考えてほしいということを勧告しています。しかし、委員会としての認識部分で述べていることはもう少し根本のところに戻っていて、本当にこの農業委員会の必置規制が今後とも不可欠なのかということの問題にしているのです。そこから弾力化してもらえないだろうかという気持ちは始めからずっと持っているのです。北海道とその他の地域とを分けて、これ以上の面積の農地があるところは農業委員会を設置すると書いてありますが、そのようなことを全国一律に規制する必要があるのだろうかということから始まっています。

農業委員会委員の選任方法は、かなり複雑にできているのです。先ほどもお話になったように、選挙で選ばれる人だけではなくて、長が選任できる枠がある。しかし、その中でも、農業団体から推薦のあった人を選ばなければいけない、学識者を選ばなければいけないと決まっているなど、非常に細かく出来上がっているのですが、しかし、それは農業委員会という行政委員会形式でなければできないのか。審議会方式でも十分できるのではないか。むしろもっと弾力的にできるのではないかという根本的な疑問があるのです。ですから、引き続き検討をしているので、そこはぜひ、御理解を頂きたいと思うのです。

1点だけ、最後の質問をしたいと思います。先ほど露木委員の質問にあったように、農業委員会が権利移動等について審査しているといいますが、実態は、事務局職員が審査しているだけであり、委員会は追認しているだけではないかという指摘がありました。これは農林水産省としては、事務局で処分してしまっているものと、委員会がまともに議論をして決めているものという区分けをした統計はあるのですか。そこを聞きたいのです。

(坂井審議官) それは今のところありません。ただ、今回、議事録も詳細に出すこ

とも指示していますので、そのような点について実態も明らかになってくると思います。もちろん、農業委員会の事務局の職員が相当程度、重要な役割を果たしているということは間違いのないと思うのです。

他方、選挙で選ばれた農業者の代表が中心となって、委員会でしっかりと見ているということがこの制度の非常に重要な点であり、農業者を中心とした自治的なシステムにより私権への介入がうまく機能しているという面があります。実際に行政コストという面で考えたときに、申し訳ないのですが、この農業委員会の委員には多大な費用を払っているわけではないのです。

ただ、農業委員会の委員が農業者として持っている、例えば耕作放棄地がどのようなところにあるのか、あるいはどのようなところが耕作放棄地になりやすいかといった点については、従来からある知識が十分に活かされます。もちろん、事務局の職員にも非常に優秀な方を配置していただいていると思いますが、多くのケースにおいては、ずっと農業をやっているわけではありませんから、農業委員会がなければ専門性が失われてしまうといったおそれがあるのかと思います。少し感想めいて恐縮ですが、そのような思いがあるのです。

(露木委員) 先ほどの専門性で言うと、農家だから専門性があるのかどうかということは非常に微妙ですね。農家だからエゴイズムの方がより専門的に出る、そういうものを専門的というかどうかは分かりませんが、そのような可能性もあるのです。

それで、そもそも論で誠に申し訳ないのですが、教育委員会だと、首長から独立する理由として、素人でレイマンがコントロールするということと、長の恣意的な教育への介入を排除するという中立性ということが挙げられるのですが、農業委員会の場合、あえて選挙で、このような形で行政委員会を長と離れた形で置かなければいけない理由とは何なのですか。もっと言うと、先ほどの西尾委員長代理の話から言えば、審議会ではなぜいけないのかということです。

(坂井審議官) それは私的な権利に関与するからです。農地を貸したり借りたりできるかどうかといったところに関与します。もちろん、転用について意見書を出すという機能もあるのですが、私権に介入するため公平性・中立性が必要だということで、これはある意味では古くて新しいやり方かもしれませんが、公正な選挙を経てこのような組織が置かれているということだと理解しています。

また、専門性についてですが、これは実際に農業委員になられている農家は兼業農家と専業農家と半々ですので、農家の中では、その辺は確かにいろいろな経験、レベルによって違いがあると思います。そのようなこともあって、農業委員会が機能している度合いは、委員御指摘のように、全国的にも相当ばらつきがあるのだと思いますが、その点については、私どもからすると、できる限りレベルを上げて、地方自治体も含めた農地行政の一つのよりどころとして機能していくように努力していきたいと思っています。

(露木委員) それだと非常に曖昧になってきてしまうと思うのです。農地の適正な管理というものはこれから非常に重大な任務を帯びてくるとなると、専門的とはいっても、農家の方がこのような形で入るのではなくて、それこそ本当に専門的な方が適切な権利移動かどうかをチェックする機関を別途設けて、一方で、いわゆる

農業の方は、もっと幅広く全体の農業を考えるとという審議会的なものが行政にあるというように機能を分けないと、現実問題として、両てんびんのような形で、非常に中途半端な形で、この委員会が推移してしまうと思うのです。

厳密にしなければいけないところは、もっと専門的に厳密にしてチェックする。他方で、もっと素人に入ってもらわなければいけないところは、一般の農家ではない方にも入ってもらって、農業がいかに関心のかを分かってもらう機関にするというように分化した方が分かりやすいと思うのですが、いかがでしょうか。

(坂井審議官) 確かに農業委員会の業務は多岐にわたっていますが、基本的には農地の関係の業務です。権利移動に関するものは先ほど申し上げた私的な権利への関与の関係では非常に明確なものですが、そのほかに耕作放棄地対策があり、これは確かに担い手につなげていくというところで農業振興的な面もありますが、基本的には農地に関するものに特化されています。

他方、市町村の農業の基本構想をつくるといった業務については、市町村の当局の仕事です。農業委員会については、もともとの生い立ちも農地委員会の発足だったということもありますが、あくまでも農地に特化した機関であると御理解を頂いてよいと思います。

(西尾委員長代理) まだ御意見は尽きないと思いますが、農業委員会制度についてのヒアリングは、これで終わりにしたいと思います。当委員会としても、第3次勧告に向けて、この件に関してどのような勧告をするのかということを引き続き審議をしていきたいと思っています。

それでは、坂井審議官にはここで御退席をお願いしたいと思います。

(坂井審議官) どうもありがとうございました。

(西尾委員長代理) どうもありがとうございました。

(農林水産省経営局関係者退室、同省総合食料局関係者入室)

## ○農林水産省ヒアリング(食糧部関連)

続いて、6月30日の第88回委員会における委員からの御提案を踏まえ、農林水産省からヒアリングを行います。

6月19日に農林水産省から発表された不祥事の内容と原因分析、再発防止対策について、同省から御説明を頂くこととしますが、その前に本件に関連して、第2次勧告と工程表における記述の違いについて、内閣府地方分権改革推進室から簡単に御説明を頂きたいと思います。

農林水産省からは、荒川隆総合食料局食糧部長が御出席です。お忙しい中どうもありがとうございます。

それでは、まず合わせて10分程度で、最初に内閣府から、次いで農林水産省から御説明を頂きたいと思います。

(小高室長) 内閣府の立場から、若干、御説明をしたいと思います。

資料3の1枚紙で、右の欄に第2次勧告、出先機関改革に係る工程表の当該部分を抜粋しています。上の方が第2次勧告、下の方が出先機関改革に係る工程表です。第2次勧告が出されたのは、平成20年12月8日でした。その後、年を越えて、3

月 24 日に工程表を決定したところです。

1 点目の第 2 次勧告後の大きな動きとしては、本年 1 月から政府の食料・農業・農村政策推進本部で、本部長である総理の下において、政策の基本を定めている食料・農業・農村基本計画の抜本的な見直しが関係閣僚により始められました。組織の在り方の前提となる政策そのものの見直しが政府全体で始められていることを踏まえて、その見直しによって大きな影響を受ける主要食糧業務について、見直しにおける検討との整合性に配慮しながら、その的確な執行の在り方を検討することがベターであろうという判断の下に、工程表にはその旨を記述したところです。

簡単ではありますが、内閣府からは以上です。

(西尾委員長代理) それでは、まず、この点について、露木委員からどうぞ。

(露木委員) 何かよく分かったような、分からないような話なのです。この第 2 次勧告のときには、「独法化も含め責任ある実施主体の業務として再編成する方向で検討する」ということで、我々にとってかなり方向性が分かりやすいのですが、そこが非常に曖昧な形に工程表の中で記述されたように思っています。今の説明を聞いてもよく分からないのですが、食料・農業・農村基本計画の見直しとの整合性に配慮しながら検討するというのであれば、「独法化も含め責任ある実施主体の業務として再編成する方向」も選択肢の一つなのかどうかをお伺いします。

(小高事務局次長) 国に残る業務について、どのような形でその業務を的確に遂行していくかということについては、勧告の提言した「独法化も含め」というところで、関係府省において検討を進め、担う業務とそれを行う組織との間に齟齬がないようにという観点から検討を進めていき、結論を得ることになるかと思えます。

(露木委員) ですから、結論から言って、第 2 次勧告での「独法化も含め」が、工程表での「見直しとの整合性に配慮しながら」の中に入るのか、入らないかをお伺いしたいのです。

(小高事務局次長) それは選択肢の一つとして入るかと思えます。

(西尾委員長代理) よろしいですか。

(露木委員) はい。

(西尾委員長代理) それでは、荒川部長から御説明をお願いします。

(荒川部長) 農林水産省総合食料局食糧部長の荒川です。よろしく願い申し上げます。

それでは、着席して御説明させていただきたいと思えます。お手元の資料 4-1 と資料 4-2 に基づいて、米麦の調査業務の不適正事案について御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、資料 4-1 です。これは 5 月 1 日に公表させていただいた資料です。四角の中に簡潔に書かせていただいておりますが、米麦の調査業務について、調査客体、相手方の協力が得られなかったなどの理由から、調査を行わずに、虚偽データを作成して報告を行うなどの不適切な案件があるということの通報等があって、その通報のあったものについて精査をして、5 月 1 日付で 3 名の処分を行ったところです。この案件については、4 月の人事異動の引き継ぎの際に後任者から指摘があった等

により発覚をしたものです。

この事案を受けて、平成 18 年度から 20 年度までの 3 か年の調査業務について、調査業務に関わった全職員である 1,850 人に対して一斉の緊急点検を行って、相手方である調査客体にも確認をして精査したものが資料 4-2 です。6 月 19 日に公表させていただいたものです。これについては、先ほども申し上げたとおり、1 の「(1) 経緯」に書いている経緯があったものですから、過去 3 か年分について、全職員 1,850 人分について、相手方への確認も含めて確認を行った次第です。

点検結果は、「(2) 結果」に書いています。詳細は後ほど御説明しますが、虚偽のデータを作成して報告を行った事例や、調査客体に対して図書カード等の謝礼をお渡しするわけですが、そのようなものについて不適切な使用を行うなどの案件が見つかりました。34 件について確認されたところです。

恐縮ですが、2 枚おめくりください。(別添) という横書きの資料を付けさせていただきます。No. 1 から No. 32 までについて整理をしています。

代表的な事例として、まず No. 1 について御説明します。これは、担当していた埼玉県の一部地域において、現在高調査ほか 3 調査について、平成 18 年 4 月分から 20 年 3 月分までの間に合計 55 回の虚偽報告を行った事例です。三つ目の黒ポツですが、本来、調査客体にお渡しすべき謝礼品について、調査を行っておらず、相手方には渡せないということで、ずっと机で保管をしていたものを人事異動に際して自宅に持ち帰って紛失した。これは 4,000 円相当のものです。四つ目の黒ポツですが、出張なり外勤という形で赴いて調査を行うべきところ、用務先に赴かずに時間を潰していたというものです。更に五つ目の黒ポツですが、今回の一斉調査に当たって、このような非違行為を行っていたにもかかわらず、不適正行為は行っていないという申述を行ったということで、極めて悪質ということです。右側に処分量定を書いています。停職 12 か月にしたところです。

No. 2 です。こちらも現在高調査ほか 2 調査について、合計 27 回の虚偽報告を行っています。更に謝礼品については、虚偽報告を行うとともに、私的に使用した。これは 7,000 円相当です。かつ、四つ目の黒ポツですが、他の職員、No. 8 の職員の虚偽報告を黙認するとともに、その職員に対して虚偽報告を行うよう指示をしていたということで、これも停職 6 か月という処分にしたところです。

それから、今、出てきた No. 8 です。これは現在高調査ほか 3 調査に関して、同じく 83 回の虚偽報告を行ったものです。更に黒ポツの三つ目ですが、先ほどの職員、No. 2 の職員に人事異動に際して虚偽報告を引き継ごうとしたというものです。

もう一枚おめくりください。事例が載っているものの最後の No. 29 で、これは戒告の事例ですが、担当していた調査である現在高調査ほか 1 調査に関して、計 2 回の虚偽報告を行った者については、戒告という処分をしているところです。

以上、代表的に四事例についてお話をさせていただきました。

恐縮ですが本文の方に戻っていただき、1 の「(3) 処分」です。今、申し上げた実態を踏まえて、担当職員については同日付で業務から外し、処分したところです。

①が調査担当者本人の処分、②が管理監督者の処分です。調査担当者については、退職している者 1 名及び他府省に出向している者 1 名を除いて、34 件のうち 32

名について、停職5名、減給23名、戒告4名という処分をしています。管理監督者については訓告21名ということで、退職した11名、他府省職員2名を除いた21名について矯正措置を行ったところです。

今回のこのような事案を受けて、「2調査の見直し及び再発防止策」についてです。私ども誠に申し訳ない事態だと思っています。かかる事態が二度と起きないように、調査のやり方そのものの見直しと、再発防止策の徹底について措置をしています。

まず、「(1)調査の見直し」です。現在7調査を行っていますが、在庫の現在高、価格の動きについては、食糧業務を行う上でどうしても必要な調査であるため、この在庫と価格の調査に重点化をして、7調査を3調査に集約したものです。

1枚おめくりいただいて、①から④までです。

①ですが、現在、生産者段階での米穀の現在高等調査については3種類の調査を行っています。これらの3調査については、基本的に農政事務所の職員が農家に赴いて対面で調査をするものであり、今回、不適正事案がこの調査に集中していたことも踏まえて、この3本については基本的に一本化し、毎月調査を年2回の調査に簡素化することとしました。調査手法についても、世の中の流れで、国の職員が農家にお邪魔をして調査をするということがなかなか難しいということもあって、農林水産省の中に統計部という部署がありますが、業務を統計部に移管し、統計手法に基づいて、民間調査員なども活用して調査を行わせていただくということに整理をしたところです。

②の「米穀の取引に関する報告徴収」については、主要食糧業務の運営に欠かせない業務であるため、これについては引き続き、食糧法に基づく業務ということで整理をさせていただきます。

③の「米穀の取引価格調査」及び「麦製品等の取引価格調査」ですが、これも職員が店頭で価格をチェックするという仕組みでした。これを、事業者の本店なり支店への聞き取り調査に見直して実施させていただきたいと思っています。

④の「米麦加工食品生産動態等統計調査」については、今年度限りで廃止させていただきます。

以上のような調査業務の集約化、手法の改善という見直しをさせていただいた上で、再発防止策についても措置をさせていただきました。(2)です。

まず①ですが、従来の調査でも、相手方の協力が得られないなど調査が困難な場合には欠落処理をするなり、あるいは調査対象を差し替えるといったことができませんが、そのところが十分明確になっていなかったということで、今回、回収困難な事例が発生した場合には、直ちに上司に報告をした上で、欠落処理をするなり、差し替えをすることを徹底するよう指導しています。

②です。当然といえば当然ですが、チェック体制について、ダブルでチェックすることを徹底したいと思っています。それから、当然ながら、調査客体についても事務所の方で随時、不定期に客体に確認させていただき、きちんと調査をしているかということについての確認を徹底したいと思っています。

③の謝礼品の管理です。この手の業務における謝礼品のそもそもの必要性については、別途、十分に検討したいと思っていますが、とりあえず、現在のところ担当

者それぞれが持参する、あるいは郵送するという形で行っているものを、農政事務所において一括で管理させていただくことにしたいと思っています。

最後に「3 既調査結果への影響」のところですか。これらは長年やっている調査であり、今回の不適正事案によって調査にぶれが生ずるのではないかということについては、今回の不適正な調査結果を差し引いて、再度、推計等をしたところ、統計的には有意な差はないということを確認させていただいたところです。

以上、簡単ではありますが、御説明させていただきました。

調査業務の基本がなくなっているということで、私ども大いに反省をさせていただくとともに、二度とこのようなことのないように、今、申し上げたような調査手法の改善なり再発防止策の徹底について取り組んでまいりたいと思います。

(西尾委員長代理) ありがとうございます。

それでは、御質問・御意見の表明がありましたら、どうぞ。

(露木委員) まず、この食糧部関係の統計調査の職員を配置することの必要性については、高度に専門的であって、他の職員、例えば地方自治体においてはなかなかできないから、このようなやり方でやっているのだという説明が当委員会であったと思います。具体的に議事録の抜粋を用意すればよかったのですが、確か間違いなく理由としてそのようなものがあつたと思うのです。しかし、今回の事案の発生を見ると、その説明の根拠が非常に薄いということがまずあるのです。高度に専門的だといってインチキをやっていたら専門的でも何でもないので、その部分の理由がまずないのではないかと。

また、調査の見直しとして、調査の統廃合や移管を行うということで、毎月の調査を年2回に改めたり、統計部に業務を移したりするという改善策を示されたのですが、そうすると当然のごとく、人が余りますね。その人は一体どうするのか。

この2項目についてお伺いしたいと思います。

(荒川部長) まず1点目の農林水産省の統計業務については、この委員会でも統計部長から御説明させていただいたかと思いますが、私どもの説明も悪いのですが、農林水産省にとって省全体の業務を運営する上で極めて大事である大きな統計なり基本的な統計については、本省の大臣官房に統計部という組織があつて、そこが全体の取り仕切りをやっています。地方においても統計情報センターという出先を持っており、国の職員が実査なり、あるいは民間調査員を使って調査を行っています。以上が統計部の業務です。

一方、今回このような不祥事を起こした食糧部の業務については、今回、一部移管させていただくものもありますが、基本的には私ども総合食料局の食糧部が、食糧行政を運営する上での業務統計ということで調査させていただいているものです。役所の中の話で誠に申し訳ありません。それぞれ食糧行政なり畜産行政等をやっていく上で、その部局が業務統計として必要なデータを取っていくということでやっているものであり、今回、米麦の現在高調査や価格の調査については、従来から食糧行政の運営、推進のために必要ということで、食糧部局で実施させていただいてきたという経緯があります。

しかしながら、このような実態であり、こんな人間には任せておけないという御

批判もあろうかと思えます。一方で、そうはいつでも、生産調整や米の需給管理という面で、この業務自体の必要性はぜひともお認めいただいて実施させていただかなければいけないと思っています。したがって、今回、米政策全体を運営する上で必要な、基幹となる基盤的な統計だという位置付けにさせていただいた上で、統計部に業務を移させていただく。統計的手法で、より専門の者が専門的手法で実施させていただいた方がよいのではないかという考え方です。これが1点目です。

2点目の、実際に統計を廃止するもの、あるいは統計部に移管するものについて、その業務自体がなくなるのではないかということは事実です。それから、組織というか、係などが不要になるのではないかということについても、御指摘はごもつともです。もとより、かつて地方も含めて1万人体制でやっていた食糧関係業務を、現在、1,650人体制で、どんどん縮小しながらやってきているのですが、もちろん、この調査業務だけをやっているわけではありません。今回、移管をする、あるいは廃止するものについて、その業務がなくなることについては御指摘のとおりですが、それ以外の食糧業務は厳然と存在しています。それから、先ほど冒頭の御議論でもあった、今回の分権の御議論を受けて、食糧行政を国がどのような形でやっていくのかということ、組織の問題も含めて検討させていただいているところです。そのような全体の議論の中で食糧部の業務のやり方、組織、人について検討させていただきたいと思っています。

(露木委員) それでは、一言で言うと、直接は減らないということですか。

(荒川部長) 減るというか、国の職員であるため、何らかの理由で職員を辞めていただくということについては、例えば懲戒処分で懲戒免職をするといった一定の事由が必要です。今回のこの事由については、今、申し上げたように、一番重いものでも停職12か月であり、この事案をもって直ちにこれらの人々が退職することにはなっていません。

(露木委員) そうなると、不祥事を起こした結果として全体の業務が楽になるような感じがするのです。

(荒川部長) 楽になるというか、今回、移管をするタイミングはそれぞれ異なります。主要食糧業務の国と地方の分担関係をどうするか、それから冒頭の御議論にもありましたが、国に残る業務についてはどのような体制でやっていくのかという議論を進めています。それで今、私どもが考えている一定のスケジュール感で全体を移そうと思っていますので、それに併せて、今申し上げた統計の移管についてもやらせていただきたいと思います。

ですから、現時点においては、まだ統計の移管なり廃止は行われていません。残された半年か1年か分かりませんが、再発防止策を徹底した上でしっかりやらせていただきたいと思います。

(露木委員) 基幹統計として必要なものは、統計部に移してきちんと実施されるということはそうなのでしょう。先ほど別件の関係で農林水産省に申し上げたのですが、地方は人が足りなくてひいひい言っているのです。ですから、出先機関で少しでもそのような余剰があるのならば、派遣でもいいですが、不祥事を起こさないような人材をぜひ地方に回していただきたいと思います。それをやっていただければ仕事はいく

らでもあります。無駄でぶらぶらされていたらお金もつたいないです。

(荒川部長) 御指摘はごもっともで、食糧業務、それから、統計業務については、従来から厳しく業務査定をして、要員管理を行う部門の行政管理部局とも議論をさせていただいています。平成17年、18年からの4年間の計画の中で、食糧業務、統計業務で合わせて毎年700人の省庁間配置転換をお願いしていて、そのような形で業務のあるところに私どもの職員を引き取っていただいております。食糧業務、統計業務をできるだけ小さくしていく努力をさせていただいているところです。今後とも、そのような動きについてはしっかり取り組んでまいりたいと思っています。

(露木委員) 人件費を出してください。そうすれば、いくらでも引き取ります。

(横尾委員) 関連ですが、資料4-2のプレスリリースの一番上に「調査業務に携わった全職員(約1,850人)」と書いてあるのですが、地方自治体の数が今は約1,800ですね。ですから、正に露木委員がおっしゃるように、人件費を付けて全地方自治体に配置していただければ非常によかったのかと思ったりもしました。そのことについては後でコメントをください。

お尋ねしたいのは、少し過去に戻るかもしれませんが、なぜ途中でデータが取れていないという報告ができないのかということです。報告してしまうと、かなりのペナルティーがあるからごまかしてしまったということが実態なのでしょうか。

(荒川部長) まず、都道府県や国の業務の在り方については、この食糧業務だけではなく、12月8日の第2次勧告で御指摘を頂いているという理解をしています。そのため、食糧業務については、冒頭で内閣府から御説明があった考え方に従って、工程表に沿ってきちんと答えを出していきたいと思っています。

それから2点目の、なぜ調査対象がいらない、あるいは調査できないということについて言えなかったのかということについては、これは私どもも本当になぜだろうと考えていて、今回、再発防止策の1番目に書かせていただいているのもそのことについてです。相手が言いたくないと言っているのに無理やり聞いてくるわけにはいきませんので、そこは別に調査員の落ち度でも何でもありません。今回、そこは改めて物を言いやすくして、上司にそのような状況があればすぐ報告し、その上で統計上の処理、差し替えなりをやっていくことを徹底させていきたいと思っています。もし、申し出にくいということが原因であるとすれば、そのようなことのないように、今回、改めて徹底をさせていただいたところです。

(横尾委員) いや、改善策を聞いているのではないのです。過去の事実を知りたいのです。データがないということを上司に報告すること自体がペナルティーの対象になると職員が思って偽装してしまったということが実態なのですか。事実を知りたいのです。常識的に考えると、ペナルティーがなければ、調査が無理でしたという報告をしますね。例えば、偽造して88回まで虚偽報告を行うというのはなかなか見上げたものだと思うのです。

(荒川部長) まず、この回数についてですが、毎月1回やっている調査で、同様の調査が3種類ないし4種類ありますので、1年間欠落すると、それだけで12かける4という計算になって、2年間で100近い数字になるということで、大変大きく見えるのは反省する次第です。

それから、今回職員に対しいろいろな面談等で調査をしたのですが、欠落ができるようにはなっていたにもかかわらず、具体的な欠落処理のマニュアルのようなものができていなかったということと、これは横尾委員が言われるように、本人の努力が不十分だと思われるのではないかと思わせる雰囲気はあったのではないかということです。

(横尾委員) ですから、私が聞きたいのは過去の事実です。データが曖昧なまま時間だけ経っていた社会保険庁の場合と似ているのです。データがないのに偽造して書いておいて、時間だけ何年も経っていく。それで真実と違うことになってしまう。そのときにしかられるのが嫌だ、ペナルティーが嫌だということについて書いてしまうのでしょうか。それと同じだったのですか。

(荒川部長) 明確なペナルティーということではないかとは思いますが、周りで、皆がきちんと報告をしているのに自分だけ出ないのはいかがかという思いだったとか、それから、これもシステムの問題かもしれませんが、1人で農家にお邪魔をして行う調査だったものですから、分からない、ばれないのではないかという思いがあったという回答のようです。

(横尾委員) 関連でもう一つ確認なのですが、調査される農家に行ってみれば、耕作の実績などを調査されることがひょっとしたら税の確定申告、農業申告等の際のバックデータになってしまうのではないかという懸念につながっているのですか。それは全く関係ないのですか。

(荒川部長) 税務との関係は基本的にはありません。もちろん、いろいろな意味で行政情報を横に流してはいけないというようなこともあります。かつての食糧管理法時代の現在高の管理という考え方が行政側も抜けておらず、毎月、農家の在庫がどれだけ減るのかということについての必要性の変化に立ち至らなかったのは、私どもの反省すべき点だと思っています。

(横尾委員) 食糧時代の名残がかなり強かったということですね。ところが近年を見ても、米政策に関する大きな方針転換がなされて、米を実際に生産するJAを中心とした人たちにもっと主体性を持ってもらうことになっています。例えば民間に信頼をして委ねるとか、地方に調査員も人件費もまとめてゆだねるとか、そのような発想は全くなかったということですか。国がしなければ、民間も地方も信用できないということなのでしょうか。

(荒川部長) 正直申し上げて、平成7年に食糧管理法が廃止され、それから、平成16年からは基本的に流通規制を大幅に緩和してきている中で、毎月の現在高調査が必要であったのかということについて、私ども行政側が十分検証せずにここまで業務を継続してきた部分があったのではないかという反省はあります。今回、年に2回、6月末と3月末、食糧業務の中でも節目となる月にきちんと現在高を調査するという形に変えさせていただきたいとしているのもそのような趣旨からです。

(猪瀬委員) 先ほどから露木委員も横尾委員も言っている話で、結局、人が余っていて、そして、無駄な税金がそこで使われている。そうであるなら、その余っている部分を地方によこせ、あるいは減らせということで、基本的にこの分権委員会でやってきた方向はそのようなことなのです。その流れの中で、ヤミ専従を含めて、

今の不正の問題も出てきた。改めてそう思うのです。

資料5-2を御覧ください。以前、6月17日の委員会で、出先機関の職員の一人当たりの庁舎面積が非常に膨大で、100平米にもなるところがあることを指摘しました。それならば、そもそも、当委員会で仙台の合同庁舎を新しくつくることはやめようではないかということをご提案していますが、そのような状態の中で、まず農林水産省系だけの出先機関だけでも統合してしまえば新しい庁舎へ移る必要はないということが言えるでしょう。

この提出資料の1番目の話はそのようなことですが、あと、それに絡めて言うと、佐賀県の唐津に農政事務所があって、そこに食糧系の職員が25人いた。一方で線路を挟んだ建物に、情報・統計系の職員がいて、17人いたのが今は8人しかいなくなった。線路を挟んだその建物がどちらかに移ればいいのですが、そのまま残っている。要らなくなるはずの情報・統計系の職員がいる建物の家賃は40万円もしている。そのような例が唐津にある。どちらかをなくせば40万円は要らなくなりますし、そもそも、それぞれ人数が大幅に減っているから、合わせても数は知れている。そのようなごく当たり前の合理的な再編成が行われれば、よりスペースは余ってくる。それを売却すれば利益が出る。あるいはその部分を地方に渡す。そのようなことが行われるのは当然だろうということです。

それから、2番目の「労働情勢報告」の分析ですが、これは、これだけのたくさんの数のヤミ専従を行っている職員がいたということです。社会保険庁と話がよく似ていますが、社会保険庁にはまだ仕事がある。この場合は仕事がありません。ヤミ専従を行っている。配布資料2で、膨大なヤミ専従、無許可専従問題に関する調査報告書がありますが、農林水産省としてはこれだけの膨大な調査をよくやったと思います。それで真ん中辺り、19~20ページぐらいのところを開けると、地方の農政事務所は本当に要らないのだということがよく分かるのです。これはみんなヤミ専従をやっている。

ここまで農林水産省が自ら調査をなさっているのだから、要らないものは要らないとはっきりさせた方がいいのではないかと。実は我々が税財政を議論していて、消費税の中の地方分の取り分を上げろという言い方が一つあります。それから、地方消費税そのものについて一定額が必要であるという言い方もしているのですが、それと同時に、行政の減量、要するに行政効率を上げるために何をどれだけ減らせるかということをご一方では追求して、第2次勧告で出先機関問題になり、その出先機関の職員の数を減らし、移転するものは移転して、二重行政部分を削ることによって無駄な行政コストを削減するようになったわけです。ですから、そこを改めて今日確認したいので、荒川部長にあえて意見を聞きますが、この無駄の部分をどうしますか。もう少しはっきりしましょう。

(荒川部長) 省全体の機構なり人員なり、あるいは無許可専従の話については、私は直接御答弁申し上げる立場でもなく、知見もないわけですが、最初の統計事務所系統と旧食糧事務所系統の組織が近場に複数あるではないかということについては、従来から御指摘も頂いています。平成15年に食糧庁を廃止して、旧食糧事務所系統を旧統計事務所系統と合わせて地方農政事務所に再編するプロセスが平成15年から

始まりました。遅いではないかという御批判はあるかもしれませんが、年次計画を立てて、できるだけ既存合同庁舎に入れていただくということでやってきていると承知をしています。いまだにいろいろなあちら側の事情、こちら側の事情、スペースの問題等があるのだと思いますが、そのようなところについてはきちんとやっていきたいと思っています。

それから、繰り返しになりますが、食糧業務の在り方についてどのような形で地方サイドと国等で権限を仕分けるのかということについては、大きなガイドラインを既に勧告で頂いていると承知をしています。第2次勧告なり工程表なりで御指摘を頂いたものを真摯に受け止めて、その上で国の業務をどのような形でやっていくのかについて、できるだけ早く精査をして、国に残る業務についての処理の仕方、地方支分部局の体制等についても検討してまいりたいと思っていますところ。（西尾委員長代理） ほかによろしいですか。

それでは、議論は尽きませんが、ここでこのテーマについてのヒアリングは終了します。

荒川部長以下、説明者の方々はここで御退席をお願いします。どうもありがとうございました。

（農林水産省総合食料局関係者退室）

## ○閉会等

（西尾委員長代理） それでは、事務局から連絡事項がありましたらお願いします。

（金澤事務局次長） 次回の会議日程等についてです。次回の委員会は、7月28日、火曜日の午後に開催し、道路及び河川の移管に係る都道府県等との協議の状況や直轄事業負担金の見直しの検討状況等に関する国土交通省からのヒアリング、税財政の論点整理に向けた審議などを行う予定です。

以上です。

（猪瀬委員） 全国知事会からのヒアリングはどうなりましたか。

（西尾委員長代理） 今は折衝中で、相手からの返事を待っているところです。

（金澤事務局次長） 全国知事会等の出席については、現在、先方と調整中であり、その結果に応じて対応するという事です。

（猪瀬委員） 分かりました。

政令市長会などももし来る気があるなら、もし来ていただけるのなら来てもらってもいいと思うのです。なぜかというと、今、直轄国道の移管については、御承知のとおり、政令市は都道府県と同じ権限で移管を求めていることもあるからです。

「地方六団体」といったときに、政令市長会はその中から落ちていきますね。

（西尾委員長代理） はい。

（猪瀬委員） この頃は政令市も数が増えて、政令市長会も大きくなってきました。旧来型の「地方六団体」だけではなく、政令市長会もあります。もし政令市長会の方で意向があれば、来ていただいてもいいのではないかと思いますのですが、いかがでしょうか。

（西尾委員長代理） 前回の委員会では、今日の21日であれば、時間の余裕もありそ

うで、全国知事会と市長会もマニフェストに対する評価をきちんとやろうということ運動方針として決められていましたから、もし全国知事会を呼んで聞くのならば全国市長会にも呼び掛けた方がいいかもしれない、向こうに御希望があるのかどうかを確認して、御希望ならば伺いまいしょうとしました。地方六団体のうち、もう一つは全国町村会ですが、私の知る限り全国町村会はそのような運動をしていないと思います。ですから、あえて聞かなくてもよいのではないかと、全国知事会と全国市長会としました。

都道府県、市、町村のそれぞれに首長団体と議長会があるため「地方六団体」と言っています。その地方六団体という枠を外れると、確かに指定都市市長会がありますが、それを言い出すと、中核市の連絡協議会もあります。もっと特殊なものとして特別区という制度があり、23特別区の特別区協議会もあります。そこまで御希望がありますかと声を掛け出すと、全部に聞かなくてはいけないのではないかと、一応、声を掛けなければいけないのではないかと。指定都市市長会だけを別扱いにして聞くということは妥当ではないように思います。やるのならばみんなに伺わないといけないのではないかとということになりそうだと私は思います。

(猪瀬委員) 別に反論するわけではないのです。今回の国道の移管についていろいろ聞いてみると、結局、都道府県とは別に、政令市を通過している国道については、政令市が移管の協議をしているのです。この委員会で、かつて47都道府県の地図を国土交通省に出してもらったのですが、御堂筋の管轄は、大阪府ではなく、当たり前ですが、大阪市なのです。政令市が国道の移管の対象である場合、例えば首都圏でも、埼玉県も神奈川県もそうですが、横浜市やさいたま市等が出てくる。連続して流れている国道16号線のような国道の移管の話は、政令市が都道府県と対等に関係しているという意味で、言ったのです。

(西尾委員長代理) 直轄事業の移管問題ということであれば、従来から国道の一部を政令市が持っていましたから、直轄国道の移管については、「都道府県等」という表現を使ってきたと思います。そのときの「等」には政令指定都市も含んでいるという理解です。そのように直轄国道の問題等に限定した話ならば、全国知事会に政令指定都市市長会を加えて呼ぶことはあり得るのですが、今回は各党が総選挙に向けて示すマニフェストについての評価方針という話ですから、直轄事業という問題よりももっと広い、全体の話になります。仮に地方分権改革に関連したことに限定するにしても広い話です。そのような評価に関係して発言しようという動きをしているのは、今のところ、全国知事会と全国市長会とに限られているのではないかと。ですからその範囲で声を掛けることでよいのではないかと。仮にもしそのような御希望があれば、政令指定都市市長会から名乗り出てこられるのではないかと私は思います。

(横尾委員) 少し補足になりますが、私も全国市長会のメンバーの1人です。全国市長会全体で、806人の市区長がいますが、その中に政令市、中核市その他があります。そして、それぞれの市長会ごとに会議をしています。政令市としての提言もされていますが、今、中核市が非常に強く要望されているのは、例えば教育の人事権についての移管をしてほしいなどであり、それぞれ特色があります。正に、今、西

尾委員長代理が言われたように、マニフェストの評価ということになれば、全国市長会の方が私はよいのではないかという気がします。もちろん、猪瀬委員が言われるように、直轄国道等についてはまた違う独自性もありますから、少し整理していただいた方がよいと感じました。

(露木委員) 今の件以外で発言してもいいですか。

(西尾委員長代理) 猪瀬委員がそれでよければね。

(猪瀬委員) ですから、相手側に希望があればということではないですか。

(西尾委員長代理) このマニフェスト問題については、一貫して、向こうが意見を述べたいというのなら聞きますという姿勢です。こちらからお願いするものではないと思っています。

(露木委員) 委員長に聞かなければいけないのかもしれませんが、税財政の論点整理をする目途はいつとしているのですか。8月7日ですか。

(西尾委員長代理) 今の点は、私もものすごく気にしていることです。今のところ決まっているのは、次回の28日と8月7日までしか日程は予定していないということです。それ以上8月に開かなくて大丈夫なのかということをお私は非常に心配していますし、もし8月は7日をもって終わりだということになると、9月に相当の回数委員会を入れなければならなくなるのではないのでしょうか。どのようにお考えなのか、委員長の御意向もよく聞いて、早く方針を決める必要があります。それで日程調整をしなければなりませんので、そのことは宮脇事務局長に強くお願いしています。ただ、その結果、どのようなことになったのか、現時点では私には分かりません。

(露木委員) 分かりました。

(西尾委員長代理) それでは、今日はこれで終わりにいたします。

(以上)